

宅地内排水ポンプ設備設置事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、下水道の普及及び促進を図るため、自然流下により汚水を公共下水道に排除することが困難な区域において、公共下水道を利用するために行われる宅地内排水ポンプ設備設置事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付対象者)

第2 補助金の交付対象者(市税を滞納していない者に限る。)は、自然流下により汚水を公共下水道に排除することが困難な区域(水路等が障害となって排水が困難な地区を含む。以下「対象区域」という。)において、公共下水道を利用するために宅地内に排水ポンプ設備(以下「排水ポンプ」という。)を設置する者で、次の各号に掲げる要件を満たしているものとする。

- (1) 対象区域が下水道法(昭和33年法律第79号)第2条第8号に規定する処理区となっていること。
- (2) 排水ポンプは、排水義務者又は使用者が住居として使用する建物に設置されるものであること。
- (3) 排水ポンプを設置する場所の土地の使用承諾等を得ていること。

(補助金の対象経費)

第3 補助金の交付の対象となる経費は、次の各号に掲げる工事に要する経費(設備更新に係るものを除く。)の合計額とする。

- (1) 排水ポンプ設置工事
- (2) ポンプ槽内配管工事
- (3) ポンプ槽築造工事

(補助金の額)

第4 補助金の額は、第3に掲げる経費の3分の2以内とする。ただし、100万円を限度とする。

(補助金の交付条件)

第5 補助金の交付条件は、補助金を受けて設置した排水ポンプ設備について、その機能を損なわないよう適正な維持管理を行うこととする。

(補助金の交付申請)

第6 補助金の交付を受けようとする者は、宅地内排水ポンプ設備設置事業補助金交付申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添えて長野市上下水道事業管理者(以下「管理者」という。)に提出しなければならない。

- (1) 宅地内排水ポンプ設備設置工事設計書
- (2) 宅地内排水ポンプ設備設置工事設計図（位置図、平面図、断面図及び詳細図）

（補助金の交付決定）

第7 管理者は、第6の規定による申請書の提出があったときは、当該申請書の審査及び必要に応じて行う実地調査等により補助金の交付の可否を決定し、その旨を申請者に通知するものとする。

（補助事業の内容の変更等）

第8 補助金の交付決定の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の内容を変更し、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、遅滞なく宅地内排水ポンプ設備設置事業変更承認申請書（様式第2号）又は宅地内排水ポンプ設備設置事業中止・廃止承認申請書（様式第3号）を管理者に提出し、その承認を受けなければならない。

（実績報告）

第9 補助事業者は、補助事業が完了したとき又は第8の規定による補助事業の廃止の承認を受けたときは、宅地内排水ポンプ設備設置事業実績報告書（様式第4号）を管理者に提出しなければならない。補助金の交付の決定に係る会計年度が終了したときも、同様とする。

（補助金の額の確定）

第10 管理者は、第9の規定による実績報告書の提出があったときは、当該報告書の審査及び必要に応じて行う実地調査等により、交付すべき補助金の額を確定し、その旨を補助事業者に通知するものとする。

（是正のための措置）

第11 管理者は、第9の規定による実績報告書の提出があった場合において、当該補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容に適合しないと認めるときは、当該補助事業者に対しこれらに適合させるための措置を執るべきことを命ずることができる。

2 第9の規定は、前項の規定による命令に従って行う補助事業について準用する。

（補助金の交付）

第12 第10の規定により補助金の額の確定通知を受けた補助事業者は、宅地内排水ポンプ設備設置事業補助金交付請求書（様式第5号）を管理者に提出し、補助金の交付を請求するものとする。

（交付決定の取消し）

第13 管理者は、補助事業者が次の各号の一に該当するときは、補助金の交付の

(宅地内排水ポンプ設備設置事業補助金交付要綱)

決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたとき。
 - (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
 - (3) その他この要綱又はこれに基づき管理者が行う処分に違反したとき。
- 2 前項の規定は、第10の規定により補助金の額を確定した後においても適用があるものとする。

(補助金の返還)

第14 管理者は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

- 2 管理者は、第10の規定により補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(補則)

第15 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年4月1日) から

附 則 (平成20年4月1日) まで略

様式 (省略)